

環自総発第 2205301 号
令和 4 年 5 月 30 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課長
(公 印 省 略)

所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱い等について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、警察庁長官官房会計課と協議し、下記のとおりのお取り扱いとしますので、貴部局におかれましては、都道府県警察との連携・協力体制の確保に努めていただくようお願いいたします。

なお、本通知をもって、「所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱い等について」（令和 2 年 7 月 28 日付け環自総発第 2007282 号環境省自然環境局総務課長通知）は廃止します。

記

1. 所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱いについて

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項において、都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、当該犬又は猫の引取りが義務付けられており、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、これを拒否できることが規定されている。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）においては、法第 35 条第 1 項を準用する同条第 3 項が改正され、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合において、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、都道府県等は、その引取りを拒否することができることとされている。この規定の趣旨は、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（令和 2 年 5 月 28 日付け環自総発第 2005281 号環境省自然環境局長通知）を参照されたい。

また、改正法の令和 4 年 6 月 1 日の施行に伴い、犬猫等販売業者に対する犬及び猫へのマイクロチップの装着等が義務化されるなどする。当該義務化の趣旨は、逸走時の犬又は猫の返還率の向上や返還の効率化、飼い主の管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進であり、法第 39 条の 5 に基づき登録された犬又は猫の所有者に関する情報及び登録により交付される登録証明書は、当該犬又は猫の所有権を証明する書類とはならないことに留意されたい。このため、法第 35 条に基づく犬及び猫の引取り等においては、マイクロチップ装着の有無又は登録証明書の有無若しくは記載事項に関わらず、所有者の判明しない犬又は猫については、従来どおり適切に取り扱う必要がある。詳細は、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（令和 4 年 4 月 5 日付け環自総発第 2204053 号環境省自然環境局長通知）を参照されたい。

2. 都道府県警察との連携について

改正法により、法第 35 条第 3 項において準用される同条第 1 項の規定に基づき、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合において、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、都道府県等は、その引

取りを拒否することができることとされていることを踏まえ、所有者の判明しない犬又は猫の引取りの取扱いについて、都道府県警察に対し、都道府県等の実情に関し主体的に情報共有を図り、連携して対応いただきたい。

なお、警察署長が都道府県等に所有者の判明しない犬又は猫を引き渡すケースは以下の（１）から（４）が想定される。

- （１）遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づき、警察署長が拾得者又は施設占有者から提出を受けた物件について、同法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該警察署の属する都道府県に当該物件の所有権が帰属する場合
- （２）遺失物法第 4 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づき、警察署長が拾得者又は施設占有者から提出を受けた物件について、同法第 10 条の規定に基づく処分を行う場合
- （３）警察職員が法第 35 条第 3 項に規定する「その拾得者その他の者」として職務中に物件として犬若しくは猫を自ら拾得した場合、又は同項の規定に基づく所有者の判明しない犬若しくは猫の引取りの求めがあった場合であって、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者その他の者又は発見者が自ら早急に行うことができず、これらの者からの依頼を受けて警察で一時的な預かりが行われた場合
- （４）法第 36 条第 1 項に基づき、所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物に関する通報があった場合に、休日、夜間等で都道府県等が閉庁しているなどやむを得ない事情により、拾得者その他の者又は発見者が自ら早急に行うことができず、これらの者からの依頼を受けて警察で一時的な預かりが行われた場合

（１）については、所有権が、当該警察署の属する都道府県に帰属しているため、都道府県は犬猫を適切に管理することが必要である。

（２）については、（１）の帰属前に、遺失物法第 10 条及び遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、警察署長が提出を受けた物件の処分として、都道府県等に引取りを求める場合である。この場合、当該犬猫の引取りは義務付けられているものではないが、引取りを行わない場合であっても、動物の愛護及び管理の観点から、当該犬猫の保管方法等について助言を行う、又は保管委託先について紹介するなど、適切な対応を行うこと。

（３）については、改正法により追加された引取拒否事由に該当する場合には、都道府県等は犬又は猫の引取りを拒否することができることとされた。

ただし、都道府県等の実情が十分に都道府県警察に伝わっていないと、都道府県警察で一時的に預かりが行われた所有者の判明しない犬又は猫について、実際に都道府県警察が都道府県等に引き渡す際に支障が生ずるおそれがある。例えば、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがない場合は、都道府県等によっては引取りを拒否する場合も考えられるが、警察においては引取拒否事由の該当性に係る判断のための知見等を有していないことから、引取り時に支障が生じることを防ぐため、引き続き、特に留意して主体的に都道府県警察と情報の共有を図っていただきたい。

また、マイクロチップリーダーを用いた同識別番号の読取りについては、マイクロチップリーダーの配備状況などの地域の実情に応じ、都道府県警察と必要な情報を共有し、連携を図られたい。加えて、マイクロチップの識別番号から判明する犬又は猫の所有者に関する情報は、当該犬又は猫の所有権の所在を証明するものではないことに留意されたい。すなわち、登録情報が更新されていないことにより、真の所有者の確認ができない等、マイクロチップの装着及び登録情報の確認ができた犬又は猫であっても、法第 35 条に規定する所有者の判明しない犬又は猫に該当する場合があります、このような場合、都道府県等が犬又は猫の引取りを拒否する事由に該当しないこととなる。

(4) については、都道府県等は法第 36 条第 2 項に基づき所有者の判明しない負傷した犬、猫等の動物を収容する義務がある。

以 上